事 務 連 絡 令和6年(2024年)4月1日

介護サービス事業者 第1号事業者 各位

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和6年度介護職員等処遇改善加算の届出に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者 及び第1号事業者は、横須賀市へ届出を行う必要があります。

つきましては、届出の受付を下記のとおり行いますので、加算の算定を希望する事業 者におかれましては、必要な手続きをお願いいたします。

※令和5年度に介護職員等処遇改善加算を算定している事業者が、令和6年度にも引き続き介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合も、この手続きが必要です。

記

#### 1 提出期限

## <計画書>

- ①令和6年4月・5月に旧3加算を継続して算定し、令和6年6月から新加算を算 定する場合
- ②令和6年4月・5月から新たに旧3加算を算定(区分変更を含む)し、令和6年 6月から新加算を算定する場合

来庁:令和6年4月15日(月)17時まで

郵送:令和6年4月15日(月)当日消印有効

③令和6年6月から新たに新加算を算定する場合 ※旧3加算を算定しない場合

来庁: 令和6年4月30日(火) 17時まで

郵送: 令和6年4月30日(火) 当日消印有効

・また、計画書について、令和6年7月以降に新規に処遇改善加算を算定する介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月までに提出してください。

※旧3加算:令和6年5月までの介護職員処遇改善加算・介護職員等

特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

※新加算:令和6年6月以降の介護職員等処遇改善加算 I ~ IV、V

# <加算届>

①令和6年4月・5月から新たに旧3加算(区分変更を含む)を算定する場合

来庁: 令和6年4月15日(月) 17時まで

郵送:令和6年4月15日(月)当日消印有効

②令和6年6月から新加算を算定する場合

(居宅系サービス)

来庁:令和6年5月15日(水)17時まで

郵送: <u>令和6年5月15日(水)当日消印有効</u>

(施設系サービス:短期入所生活介護、短期入所療養介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設を含む。)

来庁:令和6年5月31日(金)17時まで

郵送:令和6年6月1日(土)当日消印有効

・また、加算届について、令和6年7月以降に新規に処遇改善加算を算定する場合は、

(居宅系サービス) 算定を開始する月の前月15日まで

(施設系サービス:短期入所生活介護、短期入所療養介護、(地域密着型) 特定施設 入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設 を含む。) 算定を開始する当月の1日までに提出してください。

#### 2 提出先及び提出方法

提出は郵送、若しくは来庁にてお願いします。郵送による提出先は下記のと おりです。

なお、郵送の場合は封筒の表に「処遇改善加算等届出書」と記載してください。 ※他自治体所在の地域密着型サービス事業所及び第1号事業所において、横須賀市の 利用者がいる場合は、横須賀市への処遇改善加算計画書の提出が必要です。

# 【宛先】

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所分館1階 指導監査課あて

## 3 提出書類及び様式について

横須賀市ホームページ掲載の「提出書類」及び「様式」をご確認ください。 《掲載場所》

#### 総合案内

- →くらし・手続き
  - →便利な手続き (DX・オンラインサービス)
    - →申請書ダウンロード
      - →「民生局福祉こども部指導監査課」の書式
        - →介護保険(事業者・施設)・第1号事業者 指定申請・届出関係
          - →3. 加算届
            - →0 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
            - →令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ 等支援加算
            - →令和6年度介護職員等処遇改善加算等について(届出)

※様式が変更されています。必ず、上記に掲載している様式をご使用ください。

#### 4 その他

・厚生労働省のホームページに、制度概要の説明動画や計画書の作成動画が公開されていますので、併せてご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\_42226.html

- 厚生労働省では、処遇改善加算に関する相談窓口を設置しています。処遇改善計画書の作成についてなどの、ご不明な点につきましては、以下の相談窓口をご利用ください。

【厚生労働省相談窓口】

電話番号:050-3733-0222

受付時間:9時00分~18時00分(土日含む)

事務担当: 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 施設介護サービス担当 TEL 046 (822) 8162

居宅介護サービス担当 TEL 046 (822) 8393